

北秋田地域振興局大館福祉環境部
事業系一般廃棄物収集運搬業務委託特記仕様書

I 業務概要

- 1 委託名 北秋田地域振興局大館福祉環境部
事業系一般廃棄物収集運搬業務委託
- 2 業務場所 大館市十二所字平内新田 2 3 7 - 1 大館福祉環境部
- 3 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

II 業務範囲

- 1 事業系一般廃棄物の収集運搬
 - 一 収集場所は、秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部の担当者が指定した場所とする。
 - 二 収集物は、大館福祉環境部から発生したものに限る。
 - 三 収集日は、原則としてのとおりとする。
 - ア 可燃ごみ 週 2 回（火曜日および金曜日収集）
 - イ 不燃ごみ 週 1 回（水曜日収集）
- 別紙の令和 8 年度作業日程予定表参照

III その他

- 1 大館市で許可されている一般廃棄物収集運搬許可業者であること。
- 2 毎月業務を完了したときは、翌月 1 0 日まで業務報告書を提出すること。
3 月分については、令和 9 年 3 月 3 1 日までに提出すること。
- 3 作業のために執務室等を利用したい場合は、大館福祉環境部の担当者と協議すること。
- 4 施設内の駐車場を利用する場合は、大館福祉環境部の担当者より指定を受けること。
- 5 この仕様書に定めのない事項または仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めることとする。